

今月のトピックス

～電気ケトルによるやけど事故に注意！～

必要な時に必要な量だけ簡単・手軽にお湯が沸かせる電気ケトルですが、「蒸気と熱湯が噴き出しやけどをした」、「プラグが発熱して溶けた」などの事故事例が寄せられています。国民生活センターの商品テストの結果、今後もやけど等のトラブル発生が予想されますので、ご購入の際は、「給湯ロック機能付きのものがよい」こと、ご使用の際は、「子どもの手の届かない場所で使用する」、「満水目盛り以上の水は入れない」、「定格15A以上の単独コンセントで使用し、他の電気器具との同時使用は避ける」こと等を参考に、十分注意して使用してください。なお、商品テストの概要は以下のとおりです。

詳細な情報は、国民生活センターのホームページをご覧ください。
(http://www.kokusen.go.jp/test/data/s_test/n-20100609_1.html)

◆主な商品テスト結果

- ・対象：定格容量1L未満、消費電力1300W以下、保温機能なしでポットのような形状のもの7社7銘柄
- ・想定される使用状況での安全性
 - (1)本体が転倒した場合
給湯ロック機能が付いていないものは、転倒時に容易にお湯がこぼれてやけどの危険があった(写真1)
 - (2)満水目盛り以上でお湯を沸かした場合
過剰に水を入れるほど、やかんと同様に湯注ぎ口などからお湯が噴き出しやすくなった(写真2)
 - (3)空だきをした場合・・・全銘柄とも電源を入れてから30秒前後で自動で電源が切れた

◇平成22年5月の重大製品事故公表情報(消費者庁)

[単位:件]

ガス機器・石油機器に関する事故	ガス機器・石油機器以外の製品に関する製品起因が疑われる事故						その他の主な製品の内訳	
	エアコン(室外機)	電気こんろ	生ごみ処理機	電気冷蔵庫	その他			
25	21	4	2	2	2	11	・電気衣類乾燥機 ・ドライヤー ・布団乾燥機 ・延長コード ・温水洗浄便座 ・電気ストーブ(ハロゲンヒーター)	・プロジェクター ・折りたたみ椅子 ・殺菌ランプ ・はしご ・ポータブルDVDレコーダー

※ 詳細な情報は、消費者庁のホームページをご覧ください。
(<http://www.caa.go.jp/safety/index.html>)

新しい制度を口実にした点検商法にご注意ください

平成21年4月から長期使用製品安全点検制度が始まりました。石油給湯機などの9品目についてメーカーや輸入業者に所有者登録することで、登録した業者から適切な時期に点検通知が届き、点検(原則有料)を受けることができますが、この制度を口実にした点検商法(悪質商法)が報告されています。

無関係な業者があたかもこの制度に基づいているかのように点検通知を出して訪問し、「部品が汚れている」「火事になる」などと言い、部品交換を勧めて代金を請求するといった被害がありました。

この制度で点検通知が届くのは、制度スタート以降に製造・輸入された製品が対象で、基本的に所有者から点検を依頼します。依頼していないのに、いきなり業者が点検にくることはありませんので注意していただくとともに、心配なときは、県消費生活センター又はお住まいの市町村消費生活相談窓口へご相談ください。

【発行】長野県 企画部 消費生活室

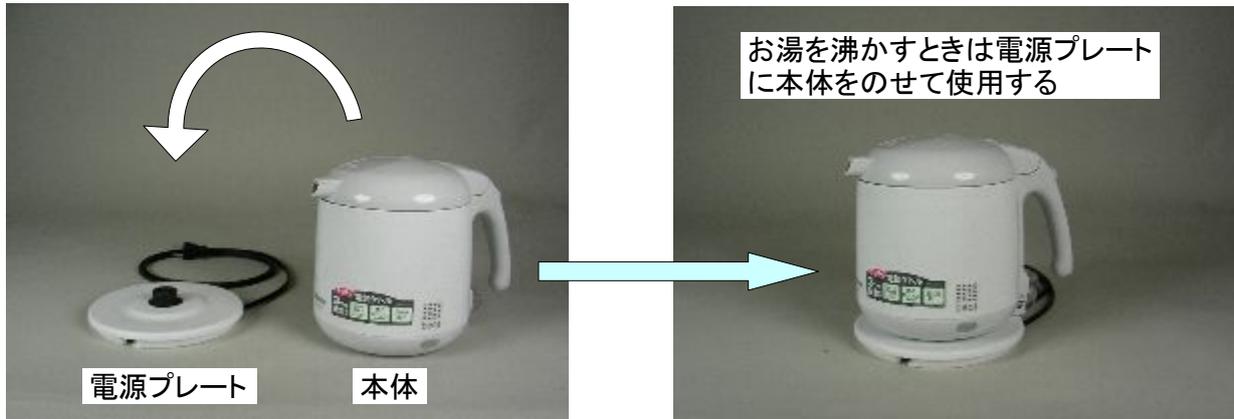
電話:026-223-6770

ホームページ:<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/seikatsu/jyouhou/index.htm>

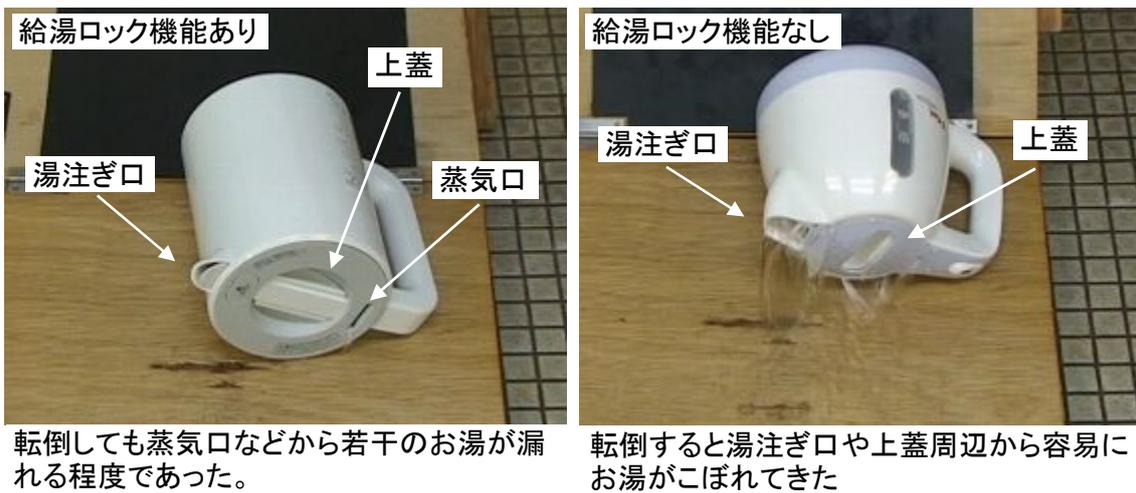
※電気ケトルについて

電気ケトルはお湯を沸かす電気製品の1つです。一般に電源プレートと本体はセパレート式になっており、お湯を沸かすときは電源プレートに本体をのせて使用します。電源を入れると、本体底部にある内蔵ヒーターが加熱してお湯が沸きます。保温機能は付いていないものが多いです。

電気ケトルの外観(例)



(写真1) 転倒流水試験の様子(例)



(写真2) 満水目盛以上の水を入れたときにお湯が噴き出す様子

